

障害者手帳を所持していない精神障害者、 発達障害者の就労・支援実態等に関する 調査研究

《事業主支援部門》2024～2025年度

大谷 真司¹⁾ ・ 桃井 竜介²⁾ ・ 増田 保美¹⁾²⁾ ・ 根本 友之²⁾

大石 甲¹⁾²⁾ ・ 高木 啓太¹⁾²⁾ ・ 佐藤 涼矢¹⁾²⁾ ・ 布施 薫¹⁾²⁾

1) 2024年度、2) 2025年度

1. 調査研究の背景と目的、方法

背景と目的

調査研究の背景と目的

- 障害者の雇用の促進等に関する法律上の障害者であって、精神障害又は発達障害を有して診断を受けているが障害者手帳(以下「手帳」という。)を所持していない者について、就労支援機関における就労支援の状況、就労上の課題、手帳を取得しない理由、支援事例等を把握

- 政府における施策の検討や就労支援機関における効果的な支援方法、課題への対処等の検討に資する

就労支援機関アンケート調査

- 調査目的：手帳を所持していない者への就労支援の状況とその課題、手帳を所持していない理由等の把握
- 調査対象：2,327施設及び365人
 - ハローワーク、新卒応援ハローワーク、ハローワークに配置されている精神・発達障害者雇用サポーター及び障害学生等雇用サポーター、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、地域若者サポートステーション、発達障害者支援センター
- 調査時期：2024年10月 ※Webフォームにより実施
- 回収状況
 - 有効回答数 927施設（有効回答率40.5%）

(参考)就労支援機関アンケート調査の調査項目

設問の分類		調査項目
施設調査	基本属性	問1 所在地 問2 機関の種類
	利用状況等	問3 手帳を所持していない者の利用状況 問4 手帳を所持していない者のその後の手帳取得の状況 問5 手帳を所持していない理由 問6 就労上の支援課題 問7 支援の実施状況 問8 手帳の取得に関する支援の実施状況 問9 直近2か月の利用人数 問10 手帳所持に対する心理的抵抗のある人の状況 問11 必要と考える支援施策
支援事例調査	基本属性	問1 事例の有無 問2 年齢 問3 性別 問4 最終学歴 問5 障害の種類及び診断名 問6 診断を受けた時期
	利用状況等	問7 主な支援ニーズ 問8 利用開始当初の手帳の申請に対する意識 問9 調査時点の状況 問10 就労状況 問11 希望する求人 問12 支援期間 問13 就労支援上の課題 問14 手帳の交付状況 問15 手帳を申請していない理由
ヒアリングの協力可否		・ヒアリング調査への協力の可否、協力可の場合の連絡先

就労支援機関ヒアリング調査

- 調査目的：手帳を所持していない者の就労支援の状況の詳細や具体的な支援事例を収集し、手帳の取得状況、就労状況、支援の実施状況等について把握
- 調査対象：16施設
 - 就労支援機関アンケート調査において、ヒアリング調査への協力可と回答があった就労支援機関の中から、手帳を所持していない者の就労支援を積極的に実施していると考えられる施設を選定
- 調査時期：2025年2月から5月 ※対面又はオンラインにより実施
- 分析方法
 - 調査結果から求職活動や就労状況、手帳の取得に関連する記述を抜粋し、類似する内容を分類してカテゴリを生成

(参考)対象就労支援機関及び事例の一覧①

種類	地域	施設	事例	障害の種類・診断名	手帳を所持していない理由	手帳に関する状況変化等	直近の状況(就労状況等)
ハローワーク	関東	A	A1	精神障害(てんかん)、発達障害(注意欠如・多動性障害)	家族が強く反対していたため	一般求人の離転職を経て手帳を取得	障害者雇用で就労
			A2	発達障害(注意欠如・多動性障害)	取得の意向はあったが、未申請	医師の意見書で合理的配慮が得られているため手帳は不要と考え未申請	一般雇用で障害を開示して就労継続
		B	B1	精神障害(統合失調症)	障害を隠したい意向のため	手帳を取得	障害者雇用で就労
			B2	精神障害(うつ病)	主治医が手帳に非該当と判断したため	変化なし	一般雇用で障害を開示して就労
		C	C1	精神障害(統合失調症)	差別を受けるのではないかとの懸念のため	手帳を取得	障害者雇用で就労
			C2	精神障害(うつ病)	手帳を検討するほどの障害状況でなかったため	変化なし	一般雇用で障害非開示で就労
	関西	D	D1	精神障害(うつ病)	手帳を取得するほど障害は重くないとの認識であったため	一般求人の離転職を経て手帳を取得	就労継続支援A型事業所で就労
			D2	発達障害(自閉スペクトラム症)	家族が反対するとの思い込みのため	手帳を申請中	就労していた会社を体調を崩して退職
	九州	E	E1	精神障害(双極性障害、PTSD)	「障害者」のレッテルを貼られたくないとの思いのため	就労継続できなかつたら手帳取得を検討するとの発言	一般雇用で障害を開示して就労
			E2	診断なし(発達障害の傾向の自認)	「障害者」という名称への抵抗感のため	変化なし	求職中
ハローワーク 新卒応援	関東	F	F1	精神障害(うつ病)、発達障害(自閉スペクトラム症、注意欠如・多動性障害)	利用開始時は手帳について知らなかったため	手帳を取得	一般雇用で障害非開示で就労
			F2	精神障害(うつ病)、発達障害(注意欠如・多動性障害)	障害受容が難しく、一般雇用希望のため	変化なし	一般雇用で2社内定(新卒)
センター 地域	中国	G	G1	精神障害(双極性障害)、発達障害(注意欠如・多動性障害)	障害者雇用に対する抵抗感のため	手帳を取得	障害者雇用で就労
	九州	H	H1	発達障害(自閉スペクトラム症)	手帳の仕組みや手続についての理解が不十分で、非所持でも採用されたため	いずれ手帳を取得した方がよいかなどの発言	一般雇用で障害を開示して就労継続

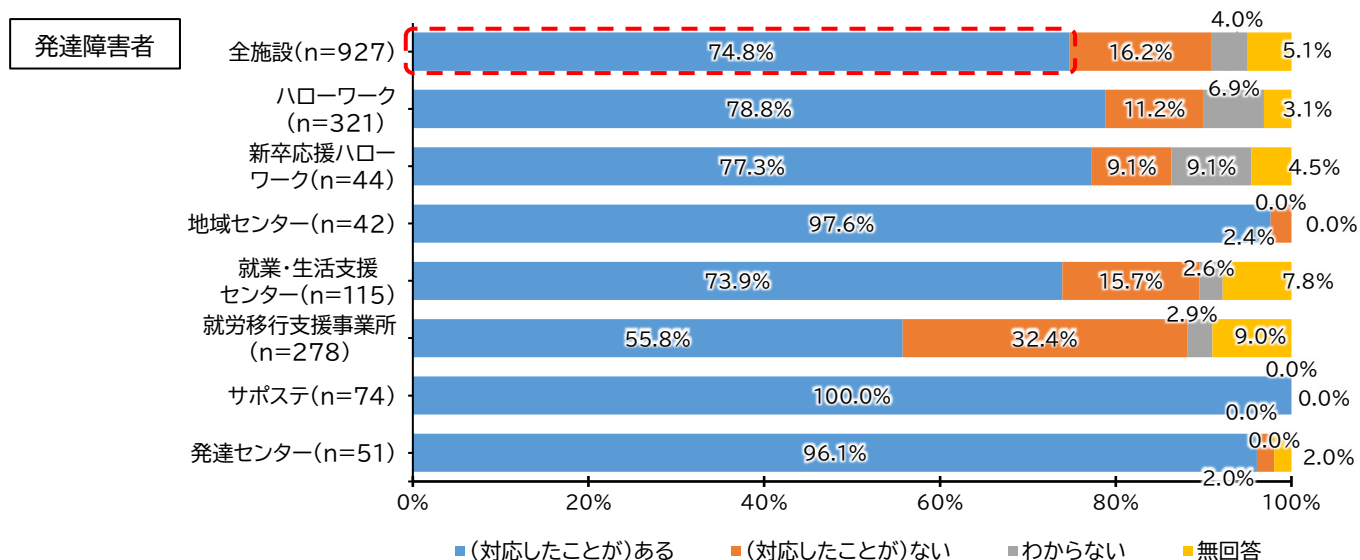
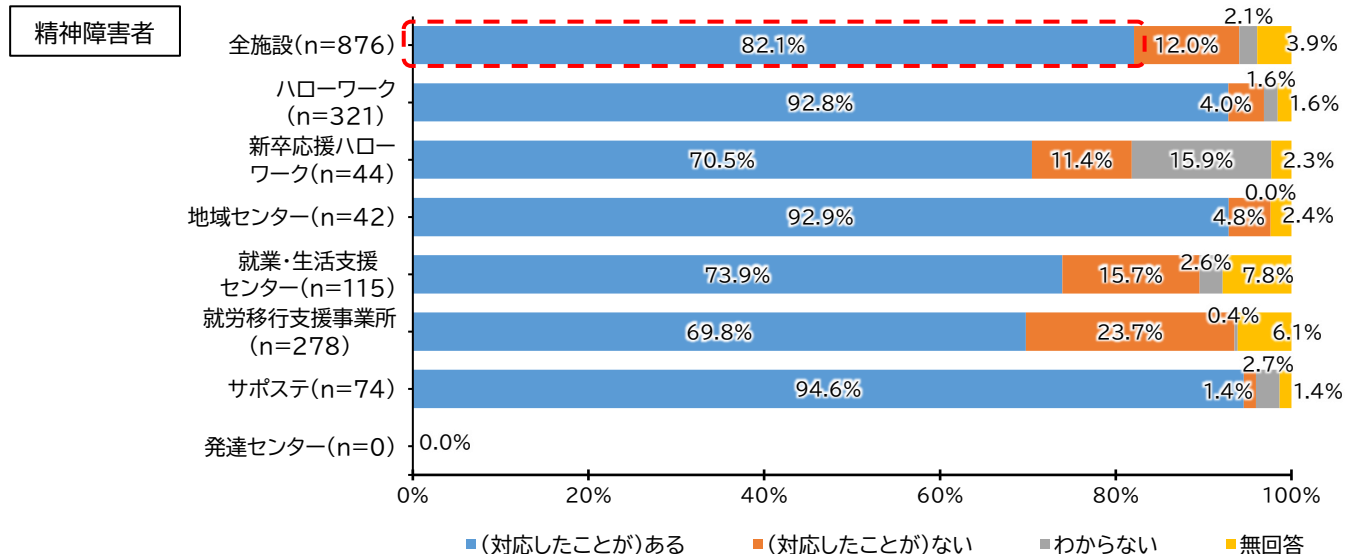
(参考)対象就労支援機関及び事例の一覧②

種類	地域	施設	事例	障害の種類・診断名	手帳を所持していない理由	手帳に関する状況変化等	直近の状況(就労状況等)
就業・生活支援センター	北海道	I	I1	発達障害(自閉スペクトラム症)	初診から6か月経過していないため	手帳を取得	就労移行支援事業所を利用中
			I2	精神障害(適応障害)、発達障害(注意欠如・多動性障害)	家族の反対のため	変化なし	一般雇用で障害を開示して就労
	九州	J	J1	精神障害(うつ病)、発達障害(注意欠如・多動性障害)	障害受容が進んでいないため	手帳を取得	障害者雇用で就労後、離職し求職中
就労移行支援事業所	関西	K	K1	発達障害(自閉スペクトラム症)	「障害者」というレッテルを貼られたくないとの思いのため	変化なし	一般雇用で障害を開示して就労後、離職
			K2	精神障害(うつ病)	うつ病は治るので手帳は必要ないと認識していたため	変化なし	一般雇用で障害を開示して就労
	中国	L	L1	精神障害(統合失調症、うつ病)	非所持でも困らないと考えたため(過去取得後に更新せずに失効)	手帳を再取得	障害者雇用で就労
サポート	関東	M	M1	発達障害(自閉スペクトラム症、注意欠如・多動性障害)	一般雇用希望のため	手帳を取得	一般雇用のアルバイトで障害非開示で就労継続
		N	N1	精神障害(統合失調症)	障害者雇用では希望職種に就職できないとの考えのため	手帳を取得	障害者雇用で就労
発達センター	中部	O	O1	発達障害(自閉スペクトラム症、注意欠如・多動性障害)	障害受容が進まず、一般雇用希望のため	手帳を取得	就労継続支援A型事業所で就労
			O2	発達障害(自閉スペクトラム症、注意欠如・多動性障害)	障害受容が進んでいないため	変化なし	体調を崩して入院中
	関西	P	P1	発達障害(自閉スペクトラム症)	障害非開示で就労継続中のため	変化なし	一般雇用で障害非開示で就労継続
			P2	精神障害(適応障害)、発達障害(自閉スペクトラム症、注意欠如・多動性障害)	一般雇用で就労中のため	手帳を取得(障害者雇用ではなく税制優遇等のため)	一般雇用で障害非開示で就労

2.手帳の取得、障害の開示及び 求人種類の選択

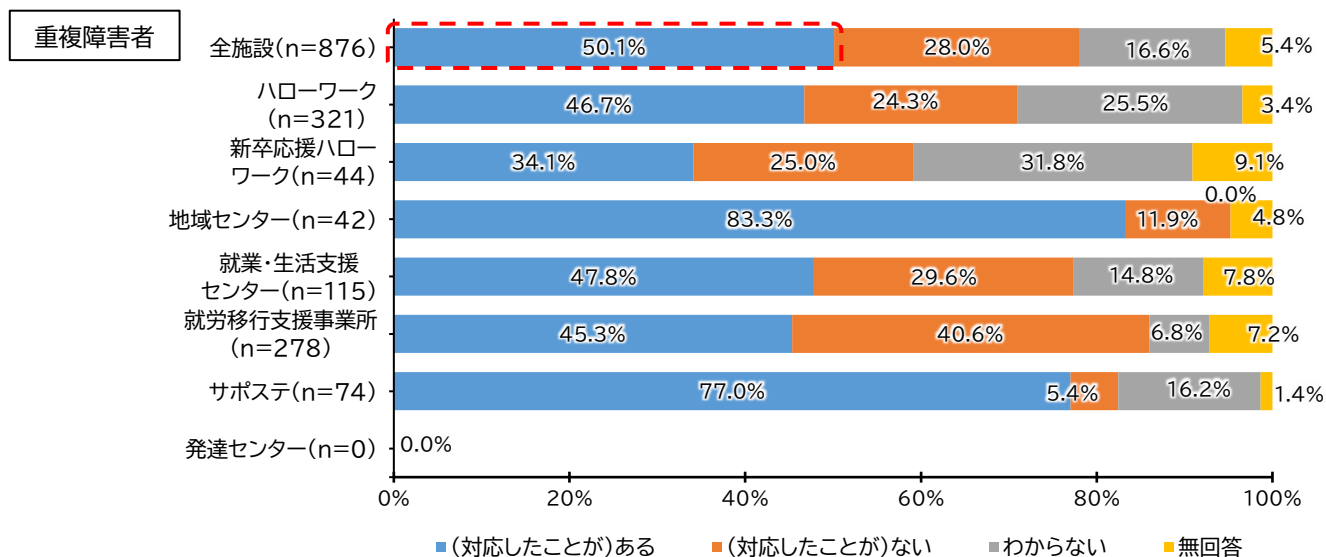
手帳を所持していない者の利用状況①

手帳を所持していない者の対応経験①



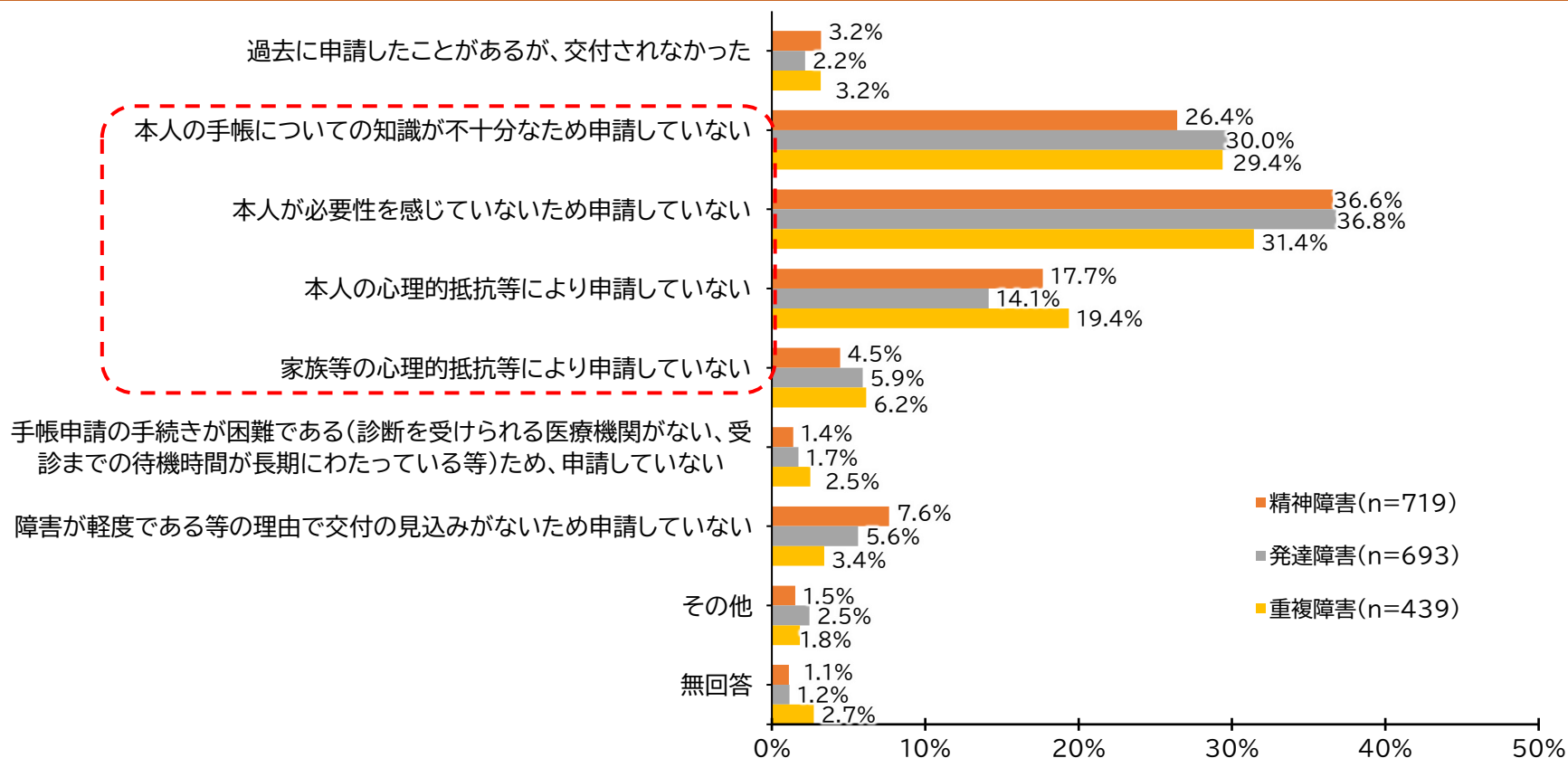
手帳を所持していない者の利用状況②

手帳を所持していない者の対応経験②



- 精神障害者の対応経験ありは82.1%で、施設の種類により約7割から約9割まで幅があった。発達障害者の対応経験ありは74.8%で、施設の種類により約6割から約10割まで幅があった。重複障害者の対応経験ありは50.1%で、施設の種類により約3割から約8割まで幅があった

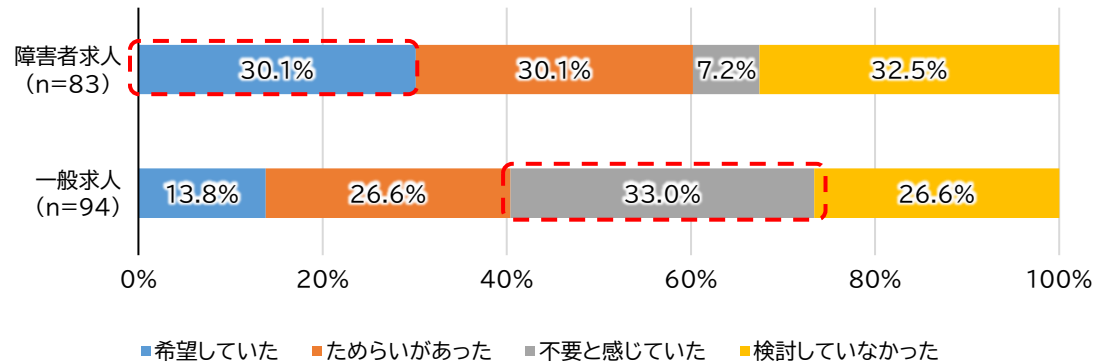
手帳を所持していない理由



- 本人が必要性感じていないため、本人の手帳についての知識が不十分なため、本人の心理的抵抗等、家族等の心理的抵抗等との理由が多く選択されていた

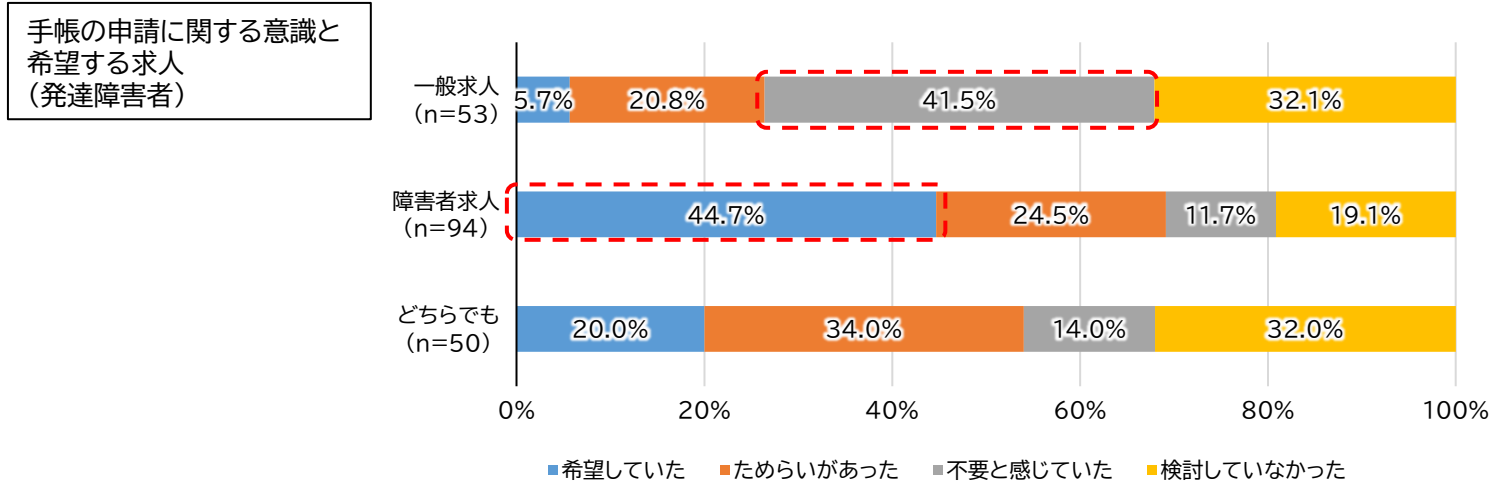
選択する求人種類、職場での配慮の状況、障害の開示①

手帳の申請に関する意識と
現職の求人
(発達障害者)



- 在職中の発達障害者において支援機関の利用開始当初に手帳の申請を希望していた場合に現職の求人種類は障害者求人が有意に多く、手帳は不要と感じていた場合に一般求人が有意に多かった

選択する求人種類、職場での配慮の状況、障害の開示②

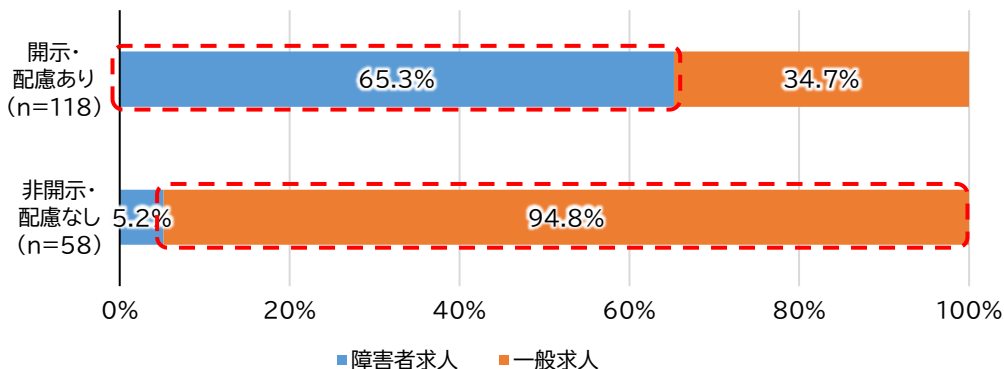


- 求職中の発達障害者において支援機関の利用開始当初に手帳の申請を希望していた場合に障害者求人を有意に多く希望しており、手帳は不要と感じていた場合に一般求人を有意に多く希望していた

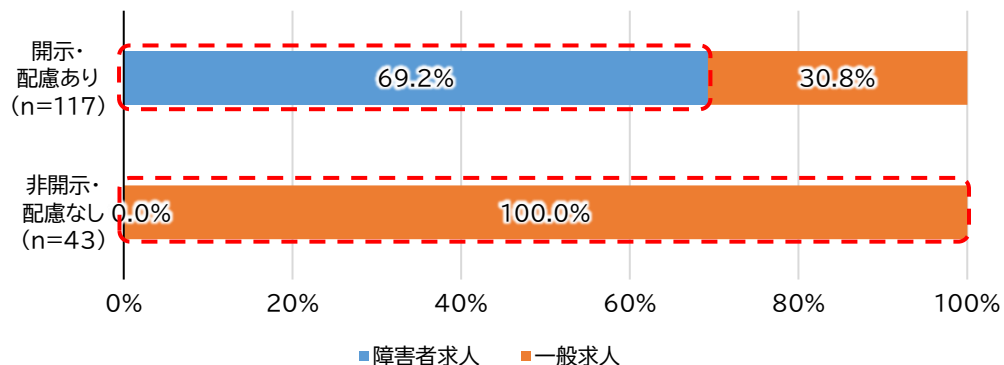
選択する求人種類、職場での配慮の状況、障害の開示③

職場での配慮の状況と現職の求人

精神障害者

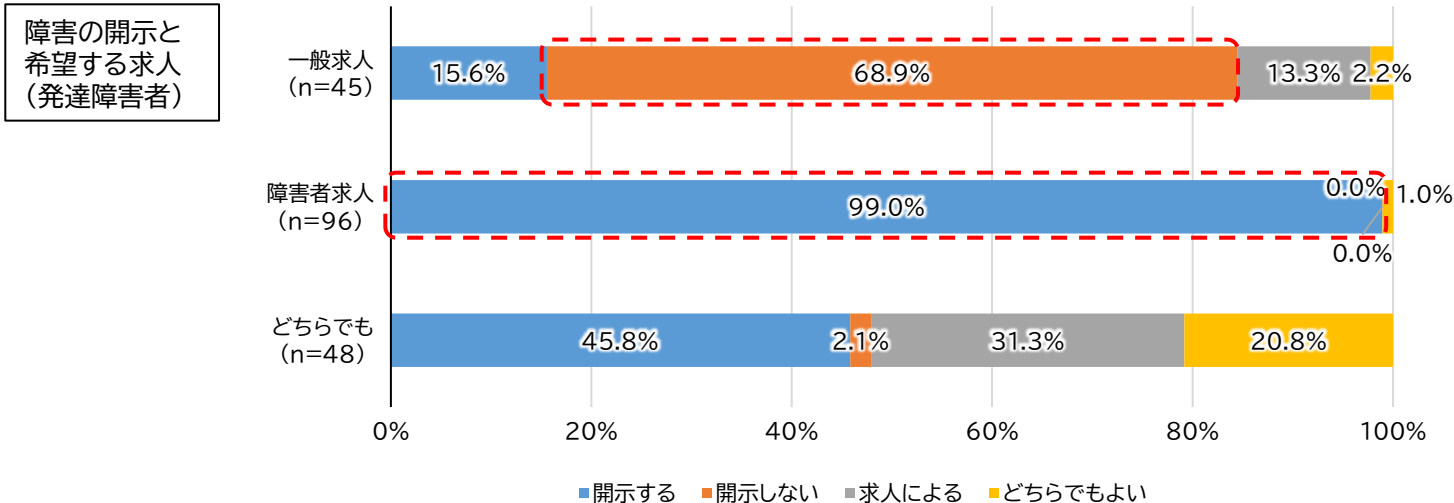


発達障害者



- 障害者求人への就職では障害を開示して配慮を受けている場合が有意に多く、一般求人への就職では障害を非開示にして配慮を受けていない場合が有意に多かった

選択する求人種類、職場での配慮の状況、障害の開示④

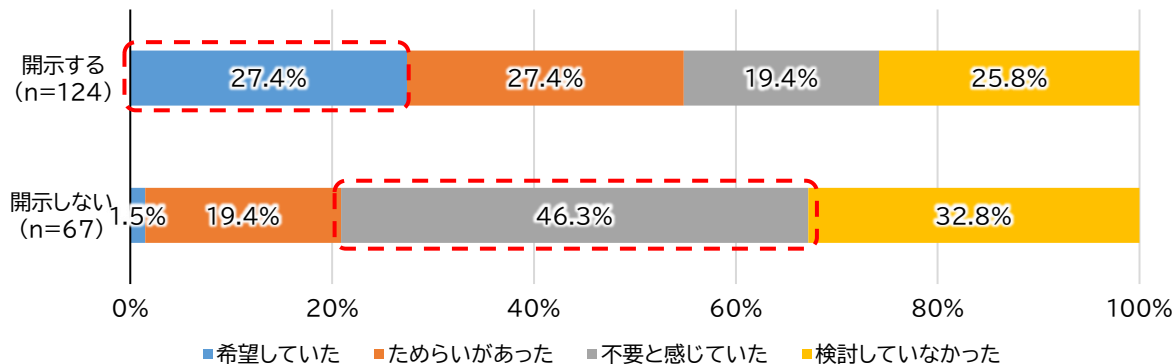


- 発達障害者において求職活動で障害を開示する場合は障害者求人を希望する場合が有意に多く、開示しない場合は一般求人を希望する場合が有意に多かった

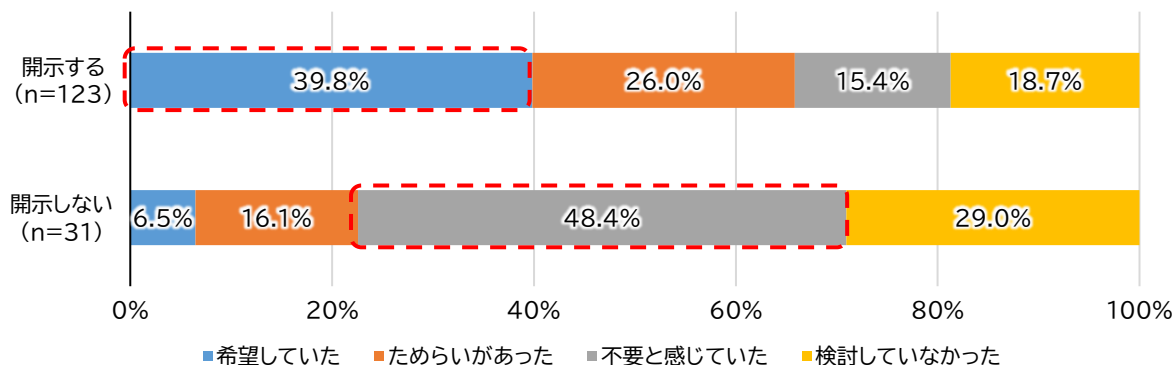
選択する求人種類、職場での配慮の状況、障害の開示⑤

手帳の申請に関する意識と障害の開示

精神障害者



発達障害者



- 利用開始当初に手帳の申請を希望していた場合は求職活動中に障害を開示する 경우가有意に多く、手帳の申請を不要と感じていた場合は求職活動中に障害を非開示にする 경우가有意に多かった

手帳取得の希望、障害開示の希望、求人種類の希望の関連

- 【手帳取得を希望する】、【障害開示を希望する】、【障害者求人への就職を希望する】
 - 自身の状況を認識して障害者求人で配慮を得ながら継続して働きたいと希望する場合に、就職に必要な手帳の取得を希望する
- 【手帳取得を希望しない】、【障害開示を希望しない】、【一般求人で障害非開示の就労を希望する】
 - 障害受容の課題、求人条件や選択肢が狭まることを理由とする障害者雇用の忌避、自身の障害への配慮の必要性を認識していないこと等を理由として選択される
- 【手帳取得を希望しない】、【障害開示を希望する】、【一般求人で障害開示の就労を希望する】
 - 自身の障害に一定の理解があり、賃金や就労の選択肢が広がることから一般求人で障害を開示して配慮を得て働くことを選択する場合がある一方、障害の理解が不十分なことにより配慮の必要性の認識のないまま障害を開示するだけで特段の配慮を求めない場合もある

- 手帳取得の希望、障害開示の希望、求人種類の希望は相互に関連し、対象者の希望に基づき働き方が選択されている

対象者の選択に対する自己理解の影響

- 【就労支援機関の支援を通じて自己理解を深める】
 - 対象者が障害特性に気付き自己理解を深めるため経験を通して理解を促す支援を実施している
- 【離転職を通じて自己理解を深める】
 - 対象者が離転職を経験し失敗を重ねる中でその原因や自分の特性、必要な配慮について自覚するようになる場合があり、様々な経験を通して自己理解が促進される
- 支援や離転職の経験を通して自己理解が深まることにより障害受容が進み、障害への配慮の必要性を認識し、手帳を取得して障害者求人への就職を選択するよう、対象者の希望が変化する場合が多く見られた
- 【障害者求人への就職を希望する】、【一般求人で障害非開示の就労を希望する】、【一般求人で障害開示の就労を希望する】
 - いずれの場合においても、対象者が自己理解に基づき選択した求人種類に対して、対象者の希望に沿った求職活動の支援を行っている

- 前のスライドで示した対象者の手帳取得、障害開示、求人種類の選択には、対象者の自己理解の状況が影響している

考察:手帳の取得、障害の開示及び求人種類の選択①

- 手帳の取得、障害の開示及び選択する求人の種類については、相互に関連している

選択の背景

- 障害の受容や自身の障害についての自己理解の状況、就労条件の希望など

手帳を取得、障害を開示し、障害者求人で働く

- 自身の障害や特性を理解して配慮を得て働く選択をする
- 障害者求人に応募した場合は合理的配慮を得られることが前提となることから継続して働ける可能性が高まる

手帳を取得せず、障害を開示しない

- 障害の受容が不十分な場合や障害を開示するメリットが感じられない場合に選択をする

考察:手帳の取得、障害の開示及び求人種類の選択②

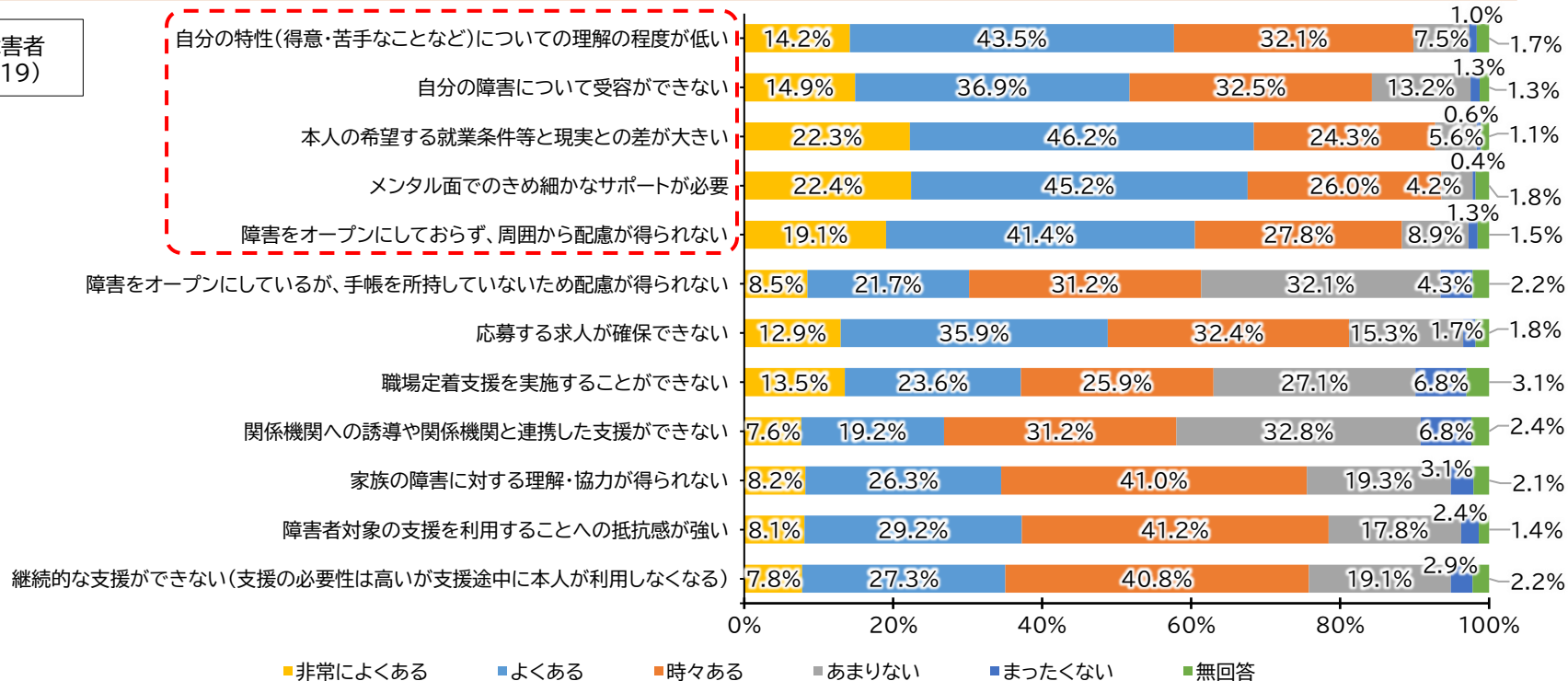
手帳の取得、障害の開示及び求人種類の選択への支援

- 対象者が一般求人へ就職したいが障害を開示したくないといった希望がある場合、支援者は対象者の意向に沿って一般求人の障害非開示の就労を支援していた
- 対象者が一般求人に障害を開示して配慮を得て就労することを希望する場合、支援者は障害開示で就労できる一般求人を開拓したり、合理的配慮の調整や支援体制の調整を行うなどの支援を行っていた
- 障害開示は就労上の配慮の提供と関連するため、障害開示を提案する場合は、対象者の障害受容の状況を考慮しつつ、就労に当たり障害を開示することでどのようなメリットが見込まれるか、対象者の理解が得られるよう丁寧に説明することが求められる

3.就労支援上の課題と 支援の実施状況

就労支援上の課題

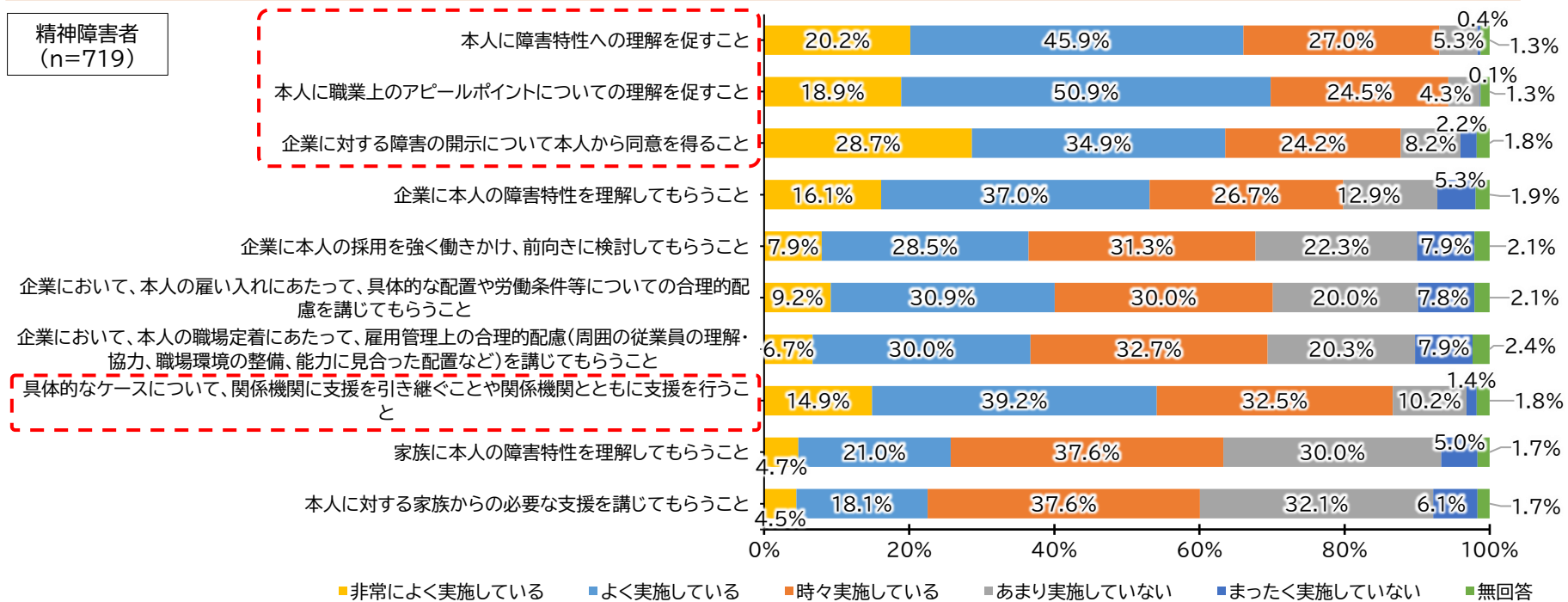
精神障害者
(n=719)



※発達障害者、重複障害者についても同様の傾向が見られた

- 自身の障害や特性の認識の不足に関する課題、メンタル面の支援の必要性に関する課題、配慮の調整が難しいことに関する課題、対象者の障害や特性の認識不足に関する課題とも関連して、支援者の見立てる対象者の状態では就労継続が難しい求人を希望するという課題が挙げられていた

支援の実施状況①

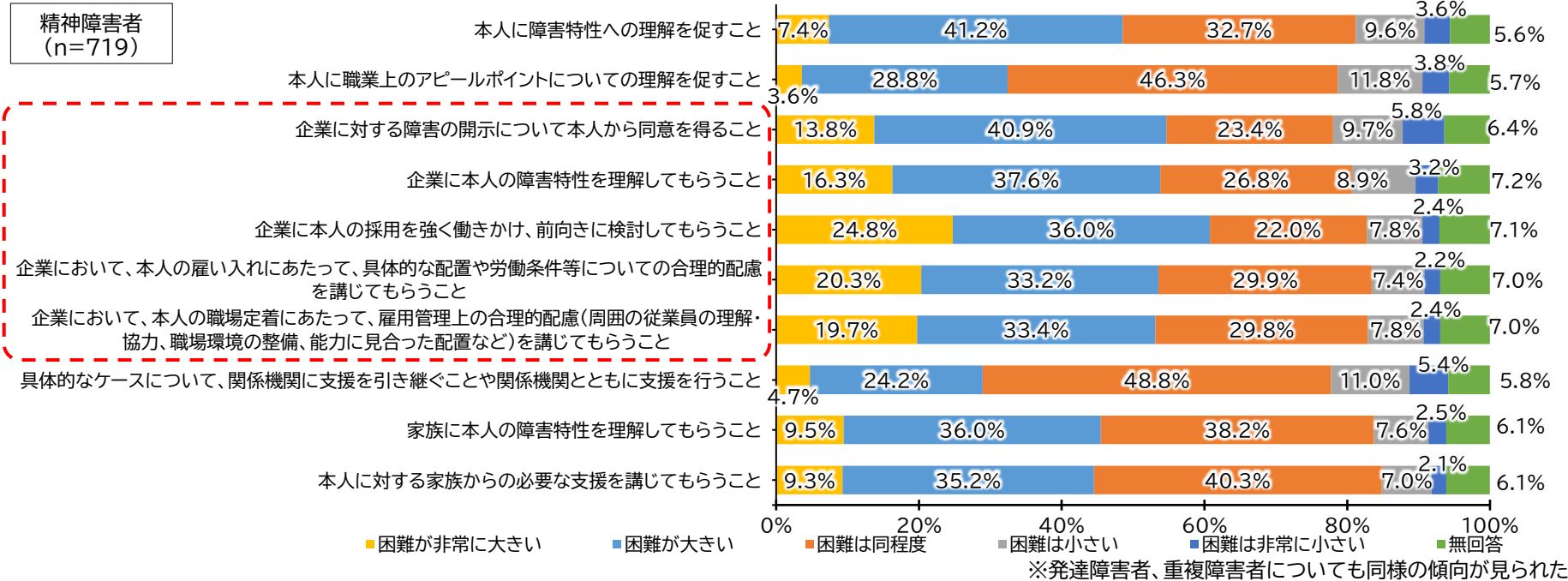


※発達障害者、重複障害者についても同様の傾向が見られた

- 実施頻度が高い支援内容は、本人に障害特性への理解を促すこと、職業上のアピールポイントについての理解を促すこと、企業に対する障害の開示について本人から同意を得ること及び関係機関に支援を引き継ぐことや関係機関とともに支援を行うことであった

支援の実施状況②

精神障害者
(n=719)



- 手帳を所持する者と比較して困難度が高い支援は、企業に対する障害の開示について本人から同意を得ること、企業に本人の障害特性を理解してもらうこと、企業に本人の採用を強く働きかけ前向きに検討してもらうこと、企業に本人の雇い入れにあたって具体的な配置や労働条件等の合理的配慮を講じてもらうこと、企業に本人の職場定着にあたって雇用管理上の合理的配慮を講じてもらうことであった

就労支援機関の支援による影響

- 【対象者に寄り添った支援を行う】、【メンタル面へ配慮する】
 - 支援の際には、本人を中心とした伴走的な支援を行うとともに、不安を感じやすい精神障害者や発達障害者の不安を軽減して次の行動を促している
- 【手帳を所持する場合の支援のしやすさ】、【手帳を所持していない者はサービスを受けづらい】
 - 手帳を所持する場合には、障害者求人で合理的配慮を得ながら働けること、企業や他の支援機関と調整を行いやすいこと、手帳取得までに対象者の自己理解が一定程度深まっていることなどから、支援のしやすさを感じている。一方で、手帳を所持していない場合には、利用できるサービスや支援機関が少ないことや、手帳を所持していない場合でも利用できる支援機関が十分に知られていないことから、サービスを受けづらいと感じている

- 就労支援機関は、対象者の希望に沿った支援、本人を中心とした伴走的な支援を行っている

考察：支援の実施状況①

- 就労支援上の課題に応じて、障害の開示への同意を得るための支援、自己理解の支援、メンタル面での支援などが多く実施されていた

手帳を所持していないことによる支援する上での困難性

- 手帳を所持していないことで、手帳を所持している者と比較して、企業への採用の働きかけや合理的配慮の提供を求めることに困難を感じている
- 障害開示を希望して企業への支援を実施する場合でも、手帳を所持していないことで、企業への働きかけや理解を得ることが手帳を所持している者と比較して難しい面がある。手帳を所持していない者を支援する場合については、就労支援機関は企業に対しより丁寧に理解を求めることが必要と考えられる

考察：支援の実施状況②

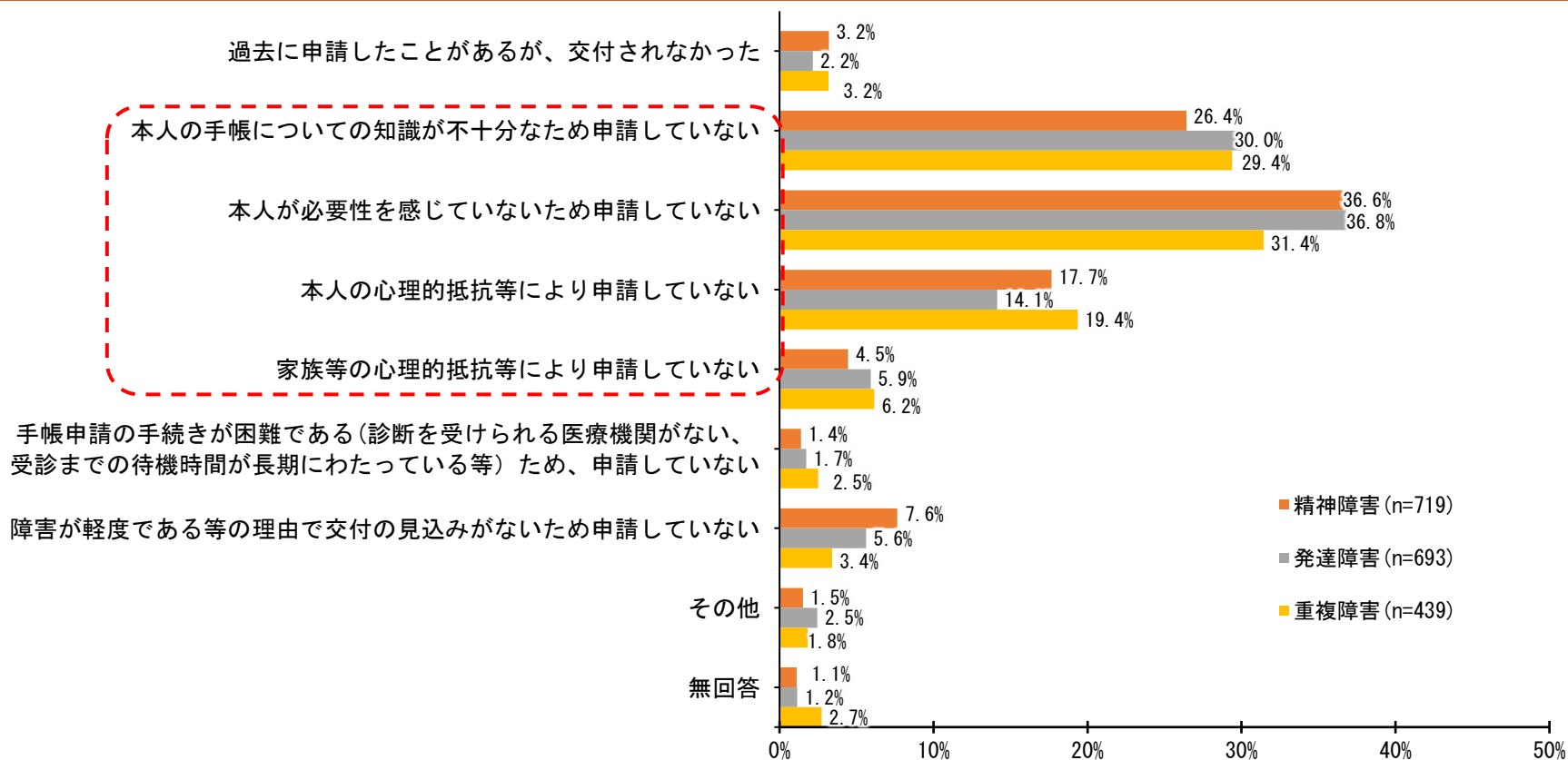
- 対象者の気持ちや意思に寄り添い伴走的に支援を行う、対象者中心の支援が行われている

対象者中心の支援

- 自己理解の支援を行う際には本人のつらさへの共感や、うまく行かない経験を共に受け止めるなど、共感的な理解を行うことで対象者の気持ちに寄り添った支援を行っていた
- 傾聴や共感的理解を示し、対象者の思いに沿って関わるなど、安心感が得られるような関わりをしていた
- 対象者の意思を尊重して支援をしつつも支援者は関係を維持しながら折に触れて情報提供を続けており、対象者の気付きを待つ姿勢で支援を行っていた

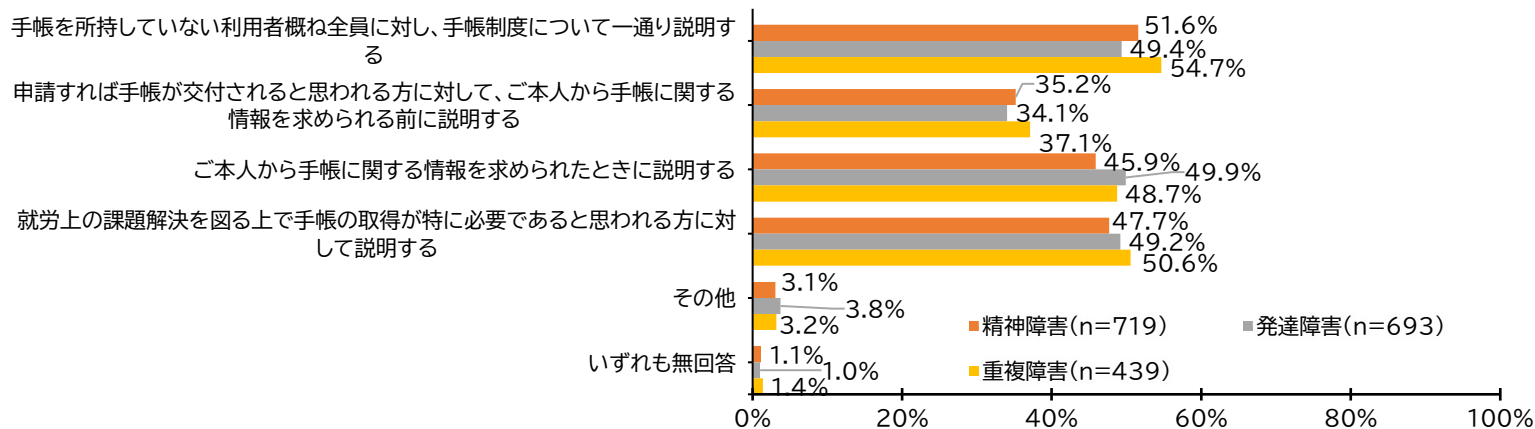
4.手帳を所持していない理由と 手帳取得の支援

手帳を所持していない理由(再掲)



- 本人が必要を感じていないため、本人の手帳についての知識が不十分なため、本人の心理的抵抗等、家族等の心理的抵抗等との理由が多く選択されていた

手帳の取得に関する支援の実施状況①

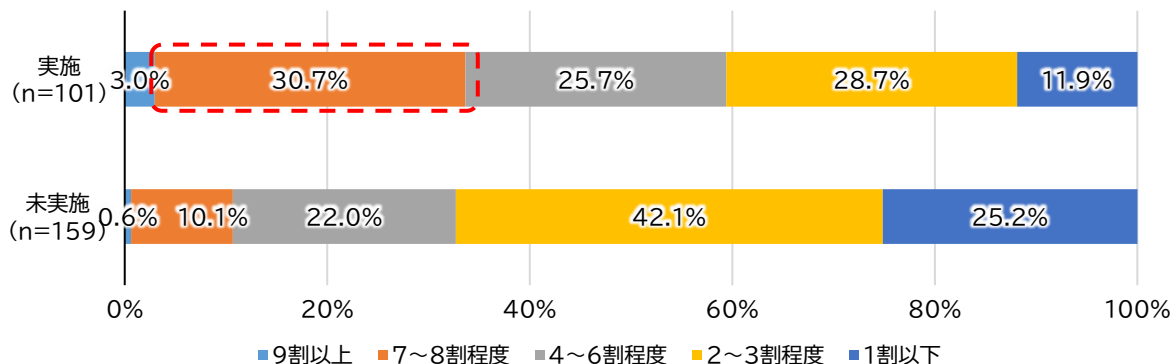


- 施設全体では各支援内容ともおおむね4割から5割程度であったが、施設の種類により違いがあった
 - 障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所では、「手帳を所持していない利用者概ね全員に対し、手帳制度について一通り説明する」が約7割から約8割であった
 - 「ご本人から手帳に関する情報を求められたときに説明する」、「就労上の課題解決を図る上で手帳の取得が特に必要であると思われる方に対して説明する」といった対象者の状況やニーズに応じた説明は、地域若者サポートステーションや発達障害者センターでは、約6割から約8割であった

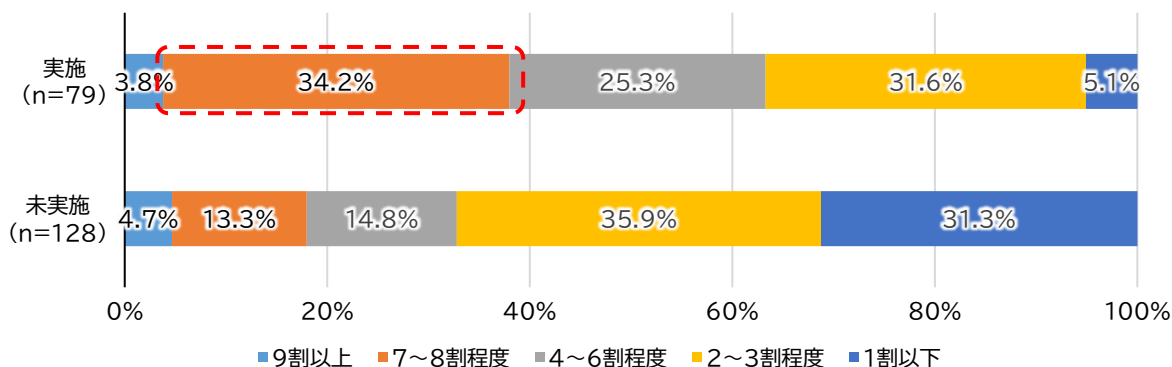
手帳の取得に関する支援の実施状況②

「手帳を所持していない利用者おおむね全員に対し、手帳制度について一通り説明」を実施している場合の手帳取得状況

ハローワーク
(精神障害者)



ハローワーク
(発達障害者)



※ハローワーク(重複障害者)、就労移行支援事業所(重複障害者)についても同様の傾向が見られた

- 手帳を所持していない利用者おおむね全員に対し、手帳制度について一通り説明する場合に、手帳を取得する割合が高くなっていた

手帳の取得に関する支援の実施状況③

- 手帳の取得が必要と思われた理由
 - 障害特性から配慮を得て就労することが必要なため
 - 障害者求人への応募を可能とするため
 - 体調面の課題があり安定して働くことが必要なため
 - 職場で課題が生じやすく支援を必要とするため
- 手帳取得の支援の工夫
 - 本人の意向に応じて手帳の取得を支援する
 - 手帳取得のメリットとデメリットを伝える
 - 配慮を得て働くことについて対象者の自己理解を深める
 - 医療機関や就労支援機関等と連携した支援を行う

※自由記述形式の回答をテキストマイニングにより分析したもの

- 本人の意向に応じて手帳の取得に関する支援が行われており、手帳取得の支援に当たっては就労支援機関によって様々な工夫がなされていた

考察：手帳を所持していない理由と手帳取得の支援

手帳を所持していない理由

- 本人や家族が障害を受容していない場合や障害や福祉といった言葉にネガティブなイメージがある場合など、心理的抵抗感があること

手帳取得の支援

- 手帳を取得する際のメリットやデメリット、手帳を取得して配慮を得て働くことの必要性の説明が行われていた。手帳を取得するかどうかは対象者の意思を尊重していた
- 対象者の障害に対するイメージを考慮しつつ、手帳や障害者雇用に関する理解が得られるよう丁寧に説明していくことが求められる
- 手帳を所持していない利用者おおむね全員に対し、手帳制度について一通り説明する支援が、手帳に対するニーズのある対象者の手帳の取得につながる

考察:手帳を所持していない理由の類型と類型ごとに必要となる支援①

- 本人が必要性感じていないため、本人の手帳についての知識が不十分なため、本人の心理的抵抗等との理由が多かった
- そのほかに選択割合は多くはなかったが、過去に申請したことがあるが交付されなかった、手帳申請の手続が困難であるため、障害が軽度である等の理由で交付の見込みがないためとの理由があった

手帳を所持していない理由の類型

1. 本人又は家族の障害受容が不十分
2. 軽度で手帳が取れない
3. 手帳についての情報不足
4. 医師の理解不足のため手帳の申請ができなかったケースも含め、医療機関などの環境要因による
5. 本人に困り感がなく支援の必要性を感じていない

考察:手帳を所持していない理由の類型と類型ごとに必要となる支援②

手帳を所持していない理由の類型ごとに必要となる支援

1. 障害受容が不十分
 - 障害受容の状況に応じて自己決定できる支援が必要。本人の意思決定を尊重するとともに、本人の考え方を固定的なものとして受け止めることなく、伴走的な支援を行う
2. 障害が軽度で手帳が取得できない
 - 手帳の有無に関わらず障害を開示しやすい環境や合理的配慮の提供がなされる環境を推進していくことが必要
3. 手帳についての知識不足、4. 医療機関などの環境要因
 - 手帳に関する幅広い情報提供。雇用分野における手帳のメリットについて、医療関係者にも認識の共有が必要
5. 支援の必要性を感じていない
 - 離職等の失敗を経験して本人の手帳の取得についての考え方が変わった際には1.の類型と同様に支援が必要

まとめ

- アンケート調査により、多くの就労支援機関で手帳を所持していない者の利用がある状況が分かり、就労支援の実態や就労支援機関の種類による違い、手帳を所持している障害者と比べて困難が大きい支援も多くあることが分かった。そして、ヒアリング調査と組み合わせることにより、具体的な手帳を所持していない理由や就労支援上の課題が明らかになった
- 手帳を所持している障害者と比較して就労・支援実態等に違いがあることだけでなく、手帳を所持していない者の中にも様々な類型があり、必要な支援も異なる実態が明らかになった
- 手帳を所持していない者に対する支援施策の検討や就労支援機関における効果的な支援方法や課題への対処等の検討のための基礎資料として活用されることを期待する

研究成果の活用について

本研究については、厚生労働省の「今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会」において資料として活用されたうえで、同研究会報告書において以下のとおり引用されている

- また、JEEDの「障害者手帳を所持していない精神障害者、発達障害者の就労・支援実態等に関する調査研究」(以下「精神・発達就労調査研究」という。)の状況を見ると、手帳を所持していない精神・発達障害者を支援したことがある支援機関の認識として、「手帳を所持していない理由」において、最も多いのが「本人が必要性感じていない」であるが、それに次いで「本人の手帳についての知識が不十分なため」、「本人の心理的抵抗等」となっている。また、手帳所持に対する心理的抵抗感については、「手帳を所持して利用できる各種制度などの理解がすすんだこと」「障害者雇用率制度による障害者雇用が広がっていること」等を背景に、減少してきているという調査結果も同時に示されている。

(検討の方向性 精神・発達障害に対する理解及び合理的配慮の推進、関係機関における支援)

- 本研究会においては、以下の方向で検討する旨の論点提示を事務局(厚生労働省)より行い、議論した。
 - ・ 精神障害者保健福祉手帳における対象範囲の網羅性や、判定内容(日常生活等における制限の状態を認める)に加え、JEEDの精神・発達就労調査研究の状況を踏まえれば、手帳を所持しない者を別途の基準を用いて雇用率制度の対象とする必要性・合理性は高いとは言えず、雇用率の対象を精神障害者保健福祉手帳の所持者とする現行の仕組みを維持する。
 - ・ その上で、引き続き職場を含めた社会全体の精神・発達障害に対する理解の促進を図っていくとともに、職場における合理的配慮の推進やハローワーク等の関係機関における支援を更に進めていく。
- この方向性で概ね意見の一致があった。